

議案第 33 号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 26 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(9) 大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当

(10) 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した職員に対する同項の特殊勤務手当は、勤務1日につき1,080円以内の額（この作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき2,160円以内の額）を市長の定める計算方法により支給する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第11条 大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当は、大型獣の捕獲等の作業に従事した職員に対し、作業1回につき1,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。

（犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第12条 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当は、犬、猫等の死体収集作業に従事した職員に対し、勤務1日につき500円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の作業に係る

特殊勤務手当について適用し、施行日前の作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

宇治市職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うものであります。